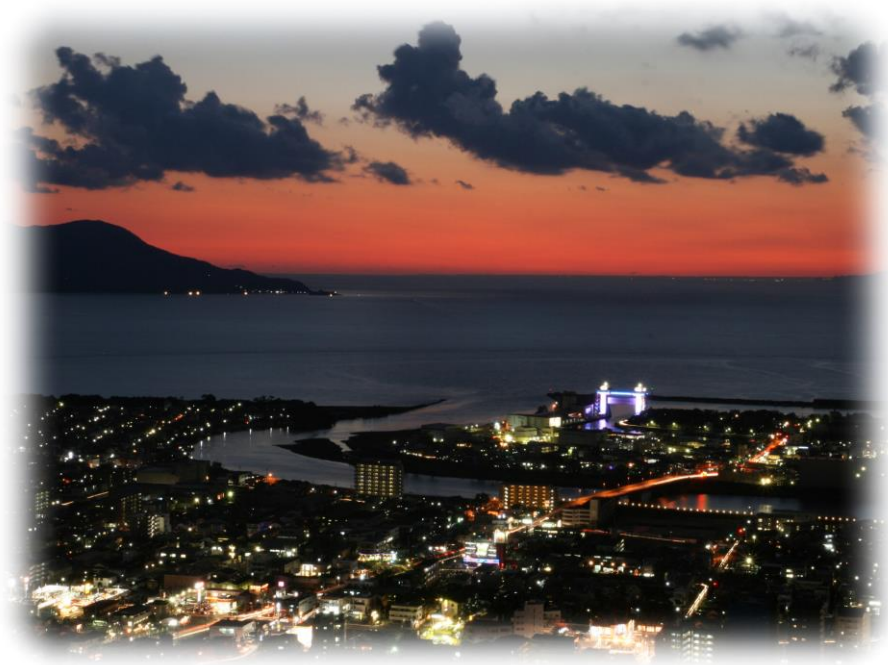




資料編



- 1 計画策定の経緯
- 2 委員名簿
- 3 沼津市環境基本条例
- 4 用語解説
- 5 絶滅の可能性のある動植物リスト

1 計画策定の経緯

2018（平成30）年度		
8月6日	第1回沼津市環境保全審議会	◇第1次沼津市環境基本計画の評価について ◇諮問 ◇第2次沼津市環境基本計画の策定について
2019（令和元）年度		
8月1日	第1回沼津市環境保全審議会	◇第1次沼津市環境基本計画の評価について ◇第2次沼津市環境基本計画の策定について
3月26日	第2回沼津市環境保全審議会	◇第2次沼津市環境基本計画の策定スケジュールについて
2020（令和2）年度		
5月29日	沼津市環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画検討委員会	◇第2次沼津市環境基本計画の策定について
	第1回低炭素社会検討部会	◇検討部会について
	第1回自然共生社会検討部会	◇沼津市の環境の現状と課題
	第1回循環型社会検討部会	
7月31日	第2回循環型社会検討部会	◇施策・数値目標の検討について
8月5日	第1回沼津市環境審議会	◇計画の策定体制について ◇第2次沼津市環境基本計画の策定について
8月31日	第2回自然共生社会検討部会	◇検討委員会委員からの意見に対する回答 ◇第2次沼津市環境基本計画（案）について
9月3日	第2回低炭素社会検討部会	◇検討委員会委員からの意見に対する回答 ◇第1回検討部会に関する情報提供 ◇第2次沼津市環境基本計画（案）について
9月7日	市民意見聴取	◇第2次沼津市環境基本計画（案）について 9月7日～9月23日
11月12日	第3回低炭素社会検討部会	◇第2次沼津市環境基本計画（案）について
11月16日	第3回自然共生社会検討部会	◇パブリックコメントの実施について
11月18日	第3回循環型社会検討部会	
12月14日	第2回沼津市環境審議会	◇第2次沼津市環境基本計画（案）について ◇パブリックコメントの実施について
12月23日	沼津市環境審議会答申	
1月15日	パブリックコメント	◇第2次沼津市環境基本計画（案）について 1月15日～2月15日
2月18日	第4回循環型社会検討部会	◇第2次沼津市環境基本計画（案）に関する パブリックコメントの結果について
	第4回低炭素社会検討部会	2月18日～2月26日（書面開催）
	第4回自然共生社会検討部会	
3月	策定	

2 委員名簿

【沼津市環境審議会】（◎会長、○副会長）

氏名	所属など	期間
◎水谷 洋一	静岡大学地域創造教育センター教授	
○村松 晶子	千葉商科大学非常勤講師	2019（令和元）年6月30日まで
○小南 陽亮	静岡大学教授	2019（令和元）年7月1日から
平井 一之	静岡県環境資源協会専務理事	2019（令和元）年7月1日から
小田 俊夫	沼津地区環境保全協議会	2019（令和元）年6月30日まで
鈴木 邦彦		2019（令和元）年7月1日から
土屋 孝次	沼津水産振興会	2019（令和元）年6月30日まで
中山 美砂	沼津商工会議所	
原 國夫	南駿農業協同組合	
望月 利通	愛鷹山森林組合	2020（令和2）年3月31日まで
光林 治		2020（令和2）年4月1日から
川添 孝行	沼津市自治会連合会	
峯 知美	公募市民	
椿 美邦	公募市民	
後藤 京子	公募市民	2019（令和元）年6月30日まで
天明 眞和	公募市民	2019（令和元）年7月1日から

※2020（令和2）年3月31日までは沼津市環境保全審議会

【沼津市環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画検討委員会】 （◎委員長、○副委員長、◆部会長、◇副部会長）

所属部会	氏名	所属など
低炭素社会 検討部会	◆水谷 洋一	静岡大学地域創造センター教授
	◇服部 乃利子	特定非営利活動法人アースライフネットワーク
	○土井 俊幸	株式会社明電舎沼津事業所
	今橋 美千代	静岡県環境政策課
自然共生社会 検討部会	◆小南 陽亮	静岡大学教育学部教授
	◇栗原 進	元静岡県立沼津東高等学校長
	◎佐竹 哲郎	沼津地区環境保全協議会
	市川 恵	静岡県自然保護課
循環型社会 検討部会	◆平井 一之	静岡県環境資源協会専務理事
	浅沼 直之	沼津市環境整備事業協同組合
	芹澤 清一	沼津一般廃棄物処理業協会
	◇矢田 和雄	沼津市自治会連合会

3 沼津市環境基本条例

2020（令和2）年3月26日条例第16号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全と創造を推進するための施策（第8条—第19条）

第3章 推進体制（第20条—第22条）

第4章 環境審議会（第23条）

付則

私たちのまち沼津市は、雄大な富士山を仰ぐ美しい海岸線、緑豊かな愛鷹山と沼津アルプスに連なる山々、水面輝く狩野川、そこに生息する動植物等、恵み豊かな自然の恵沢の中で生命を守り、文化を培い、先人の努力により、今日の実りある社会を築いてきた。

しかし、一方で生活の利便性や物質的な豊かさを求めた大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会経済システムは、自然の復元力を超える環境負荷を与え、地域の環境はもとより、地球環境にまで大きな影響を与えている。

今の私たちには、全ての生命の生存基盤である地球環境の保全を普遍的な課題と認識し、自然と共生を図りながら、環境負荷の少ない、持続的発展が可能な社会の実現に寄与することが求められている。

ここに私たちは、先人から引き継いだこのかけがえのない環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを責務とし、市、市民、事業者及び滞在者の協働の下、地球的視野に立った環境の保全及び創造に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動

その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（4）循環型社会 製品等の循環的な利用の促進及び廃棄物等の適正な処理が確保されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られる社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来にわたって持続的に享受することができるように行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生の確保を旨とし、人を含めた自然の生態系の多様性を尊重し、自然環境の維持、保全、整備、回復及び活用を図って行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の低減に向け、持続的に発展が可能な循環型社会の実現を目指し、市、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務の下、相互に連携し、自主的かつ積極的に行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、国際的な協力・協調の下に行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める責務を有する。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等、日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在中の行動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全と創造を推進するための施策

（施策の基本方針）

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施する。

（1）公害その他の環境の保全上の支障を未然に防止するとともに、市民の健康を保護し、安全で快適な生活環境を確保すること。

（2）野生生物の多様性及び健全な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、里山、里海、河川等の自然環境の保全を図り、自然と人との豊かな触れ合いが保たれること。

（3）多様な自然景観及び歴史的・文化的な景観を良好に保全し、美しく住みよい都市環境の実現を図ること。

（4）廃棄物の減量・資源化を促進し、循環型社会の構築を目指すとともに、自然エネルギー等の有効利用を促進することにより、環境への負荷の低減を図ること。

（5）環境の保全及び創造が、市、市民、事業者及び滞在者の責務の下、相互に連携し実施されるよう全ての主体の自主的な参加の推進を図ること。

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）環境の保全及び創造のために、市、市民、事業者及び滞在者のそれぞれが配慮すべき事項

（3）前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、

市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めるとともに、第23条に規定する沼津市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合に努め、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（環境の状況等の公表）

第11条 市長は、各年度における環境の状況、環境施策の実施状況等を公表しなければならない。

（教育及び学習の振興）

第12条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減のための活動に自発的に取り組む意欲を増進させるため、環境に関する知識の普及、人材の育成及び活用、生涯学習の機会の拡充等、教育及び学習の振興を図るとともに、学校、家庭、地域、職場等において、連携を保ちつつ推進されるよう努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第13条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進のため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

（調査及び研究の実施）

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、適切に実施するため、環境の状況に関する必要な調査及び研究に努めるものとする。

（市民等の意見の施策への反映）

第16条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するよう努めるものとする。

（規制の措置）

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第18条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（公害等に係る紛争の予防等）

第 19 条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に関する行為に係る苦情の処理及び紛争の予防等について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 推進体制

（推進体制の整備）

第 20 条 市長は、市の機関相互の連携及び施策調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 21 条 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（地球環境の保全）

第 22 条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

（審議会）

第 23 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項について調査審議するため、沼津市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- （1）環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）市内の各種団体等を代表する者
- （3）公募の市民
- （4）関係行政機関の職員

6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

8 会長は、必要があると認めるときは、審議会への関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沼津市環境保全基本条例（以下「旧条例」という。）第 18 条に規定する沼津市環境保全審議会（以下「旧審議会」という。）の委員として在任する委員は、この条例による改正後の沼津市環境基本条例（以下「新条例」という。）第 23 条に規定する沼津市環境審議会（以下「新審議会」という。）の委員とみなす。この場合において、新審議会の委員とみなされた委員の任期は、新条例第 23 条第 6 項の規定にかかわらず、令和 3 年 6 月 30 日までとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 18 条の規定により選出されている旧審議会の会長又は副会長は、新条例第 23 条第 7 項の規定により選出された新審議会の会長又は副会長とみなす。

4 この条例の施行の日以後に、新条例第 23 条第 5 項の規定により委嘱される委員の任期は、新条例第 23 条第 6 項の規定にかかわらず、令和 3 年 6 月 30 日までとする。

4 用語解説

あ行

■アースキッズ事業

子ども達がリーダーとなって家庭で温暖化防止に取り組むプログラムを提供する事業。小学校高学年が対象で授業と連携しており、小学校、地方公共団体、NPO などが連携・協力して実施する。

■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、1989（平成元）年に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

■エコアクション 21

ISO14001 規格をベースにしながら、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が作成したガイドラインに沿った環境マネジメントの認証登録制度。

■エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。

■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

■エコライフ

日常生活で環境への負担を少なくし、地球環境にやさしい生活を行うこと。

■温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素などが温室のガラスに似た働きをするため、気温が上昇する。このような効果をもつガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

か行

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多

い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

■簡易水道

水道法上、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用水として供給する水道のうち、給水人口が100人を越え5,000人以下であるものをいう。

■環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

■環境基本計画

環境基本法の規定に基づき、1994（平成6）年に策定された計画。「循環」「共生」「低炭素」が実現される社会を構築するための施策の大綱、各主体の役割などが定められている。適時見直しが実施され、2018（平成30）年4月には「第五次環境基本計画」が閣議決定された。

■環境基本法

1993（平成5）年11月に制定された環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境マネジメントシステム（EMS）

企業などの事業組織が法令の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。

■給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれない。

■グリーン購入

製品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（工

コマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。また、環境に配慮した製品を買おうという消費者をグリーンコンシューマーという。

■クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化の防止を目的に、環境省が 2005（平成 17）年から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、夏にノーネクタイ・ノー上着ファッションの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒い時は暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

■景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市または中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの刺激性を有する物質の総称をいう。

■コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。火力発電など、従来の発電システムにおけるエネルギー利用効率は 40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大 80%の高効率利用が可能となる。

さ行

■砂嘴（さし）

沿岸流により運ばれた漂砂が静水域で堆積して形成される、嘴（くちばし）形の地形のこと。

■里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく二次林や植林、水田、畑、ため池などで構成される。最近では宅地などへの転用や管理不足により、里地里山の消失や質の低下が問題となっている。

■静岡県レッドデータブック

静岡県内における絶滅の可能性のある野生生物の生態・分布・生息状況など詳細な情報を取りまとめた本。2004（平成 16）年 3 月に初めて発刊され、2019（平成 31）年 3 月には「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—〈動物編〉」、2020（令和 2）年 3 月には「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—〈植物・菌類編〉」が公表された。

■自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

■自然林

人工林以外のすべての森林をいう。原生林と二次林とに大別される。

■臭気指数規制

人の臭覚を使ってにおいを判断し、その結果から算出された「臭気指数」を使って工場などからの悪臭の排出を規制するもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■旬産旬消

地域で生産された旬な食材を旬な時期に消費すること。露地で生産された農作物は、暖房に燃料を使うハウス栽培よりも、生産段階での二酸化炭素排出量が少なく、環境への負荷を減らすことができる。

■水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をならして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きなどをいう。

■スマートメーター

電力を計測し、電力会社などとの通信機能によって情報交換や制御ができる次世代電力量計。電力の見える化や外部からの家庭内家電の制御などの機能をもつ。

■生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいくほど汚濁の程度が高い。

■ゼロエミッション

廃棄物や熱の自然界への排出（エミッション）をゼロにすること。

■遷移

植生が年月を経て変化していくこと。裸地、草原、灌木林、陽樹林、陰樹林という流れが代表的である。最終的な樹林のことを極相林と呼び、これが成立す

るまでに通常 200 年以上を要するといわれる。

た行

■脱炭素社会

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会のこと。最近では 2050 年までに脱炭素社会を目指す国が多くなっている。

■地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区別に 5 年ごとに策定する地域森林計画の対象とされる民有林。

■地産地消

「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

■低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

■都市公園

都市公園は都市住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。

■トップランナー制度

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で規定する特定機器の省エネルギー基準を、商品化されている製品で最も優れている機器の性能以上に設定する制度。

な行

■二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化窒素（NO₂）

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■沼津アルプス

沼津アルプスとは香貫山から南へ横山、徳倉山、志下山、小鷲頭山、鷲頭山、大平山と続く山稜線を

地元の愛好会が整備し、名づけたもの。標高は一番高い鷲頭山でも 392m と低山ではあるが、起伏が激しく鎖を伝って歩くところもあるので、登山用の装備が必要である。

■熱ストレス超過死亡者数

熱中症に代表されるような暑熱によって起る死亡を熱ストレス死亡と呼び、死亡者数、が最低となる気温を基準として、気温が高くなった場合に増加する死亡者数。

は行

■バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物など）のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。

■廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形または液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

■飛灰

ごみなどを燃やして処理する際に発生する灰のうち、排ガス出口の集塵装置によって集められたばいじんと、ボイラーなどに付いて払い落とされたばいじんの総称。焼却施設の炉底などから排出される主灰（焼却灰）と区別してこう呼ぶ。

■フードバンク

まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。

■フォッサマグナ地域

本州中央部、中部地方から関東地方にかけての地域を縦断位置し、古い地層に挟まれて新しい地質が分布する U 字状の窪地をフォッサマグナと呼ぶ。フォッサマグナの南半部は、固有の植物が数多く分布するなど植物地理学的に注目すべき地域であり、植物地理学においてこの地域をフォッサマグナ地域と呼ぶ。

■伏流水

河川の流水が河床の地質や土質に応じて河床の下へ浸透し、水脈を保っている極めて浅い地下水。本来の地下水と異なり、河道の付近に存在して河川の流水の変動に直接影響されるものをいう。

■富士山麓先端健康産業集積プロジェクト（ファルマバレープロジェクト）

静岡県東部地域の恵まれた交通インフラや自然環境、健康関連産業の集積を背景に、世界レベルの高

度医療・技術開発を目指して先端的な研究開発を促進し、医療からウエルネス産業にいたる先端健康産業の振興と集積を図るプロジェクト。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

■プラグインハイブリッド自動車

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーであり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

■フロン

炭素と水素のほか、フッ素や塩素や臭素などハロゲンを多く含む化合物の総称。冷媒や溶剤として20世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日ではモントリオール議定書をはじめ様々な国際協定・法律によって、先進国を中心に使用には大幅な制限がかけられている。

ま行

■マイバッグ

レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物時に使う繰り返し利用が可能なバッグ。環境省などが運動を展開している。

■モーダルシフト

自動車などに偏った輸送機関を鉄道、船舶、バスなどの公共的な輸送機関に移行させること。

や行

■有収水量

水道の給水量のうち有効に利用され（有効水量）、さらに料金の対象となった水量のこと。一方、料金の対象とならないが有効に利用された水量（管洗浄、消火栓など）を無収水量という。

■ユネスコ世界ジオパーク

国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興などに活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業。

■容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。1997（平成9）年4月に施行された。循環型社会をつくるため、商品の容器や包装の廃棄物を、消費者は分別排出、市町村が分別収集、容器の製造事業者や容器を利用する事業者が収集されたものを再商品化することを促進する

法律である。

ら行

■リアス式海岸

もともと海岸線に対して垂直方向に伸び、河川により浸食されてできた開析谷が沈降して入江となり、それが連続して鋸の歯のようにギザギザに連なっているような海岸地形。

■リデュース

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

アルファベット

■BEMS

ビルなどの建物内で使用する電力消費量などを計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備などの接続機器の制御や電力使用ピークを抑制・制御する機能などを有するエネルギー管理システムのこと。

■CSR（企業の社会的責任）

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家など、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。具体的には「安全で品質のよい製品を提供することにより社会に貢献していく」「環境に配慮して事業活動を改善していくこと」「関連法規が遵守される組織を構築すること」などが挙げられる。

■ESCO（Energy Service Company）事業

ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」「設備」「人材」「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

■ESG

「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（ガバナンス）」の頭文字をとったもの。企業が長期的に成長するためには、ESGへの取組が重要との見方が広まりつつある。近年では、このESGの観点から企業を分析して投資する「ESG投資」が注目されている。

■GAP（Good Agricultural Practice）

GAP（農業生産工程管理）とは、農業において食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。GAP認証には、①JGAP、②ASIAGAP、③GLOBALG.A.P.などがあり、①②は一般財団法人日本GAP協会、③はFoodPLUS社（ドイツ）が運営している。

■ GWP

地球温暖化係数。温室効果ガスの単位重量当たりの温室効果を比較するために用いる係数。二酸化炭素を 1 とし基準にし、他の気体の影響力の大きさを知ることができる。例えばメタンの地球温暖化係数は 25 であり、二酸化炭素に比べて 25 倍の温暖化能力がある。

■ HEMS

住宅のエアコンや給湯器、照明などのエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム（燃料電池など）などのエネルギー生産機器と、発電した電気などを備える蓄電池や電気自動車（EV）などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

■ ISO14001

国際標準化機構（ISO）が 1996（平成 8）年に制定した環境マネジメントシステムの国際規格。環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えている。

■ NPO（非営利活動団体）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。まちづくり、環境、教育などさまざまな分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

■ pg（ピコグラム）

1 兆分の 1 グラムを表す重さの単位。ダイオキシン類など微量な化学物質の濃度を表す単位として用いられる。

■ RE100

使用する電力の 100%を再生可能エネルギーにより発電された電力にする事に取り組んでいる企業が加盟している国際的な企業連合。

■ SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）は、2015（平成 27）年 9 月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針。17 の個別目標とより詳細な 169 項目の達成基準から構成される。



貧困をなくそう

世界中のあらゆる貧困を終わらせる。



飢餓をゼロに

すべての人に安全で栄養のある食料を確保し、あらゆる形の栄養不良を解消する。人や自然にとって持続可能な農業を推進する。



すべての人に健康と福祉を

子どもから大人まで、いくつになっても健康で安心して生活できるように福祉を推進する。



質の高い教育をみんなに

子どもも大人も、いつでも学ぶことができる環境をつくり、だれもが平等に質の高い教育を受けられるようにする。



ジェンダー平等を実現しよう

性別にかかわらず平等に機会が与えられ、すべての女性や女の子が能力を最大限に発揮できる社会をつくる。



安全な水とトイレを世界中に

すべての人が安全に管理された水と衛生的な環境を利用できるようにする。



エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人が安くて安全で近代的なエネルギーをずっと利用できるようにする。



働きがいも経済成長も

環境を守りながら、将来にわたって経済成長を続けるとともに、すべての人が働きがいと十分な収入を持った仕事ができるようにする。



産業と技術革新の基盤をつくろう

人々の暮らしや経済成長をささえる、災害に強くて丈夫な社会基盤をつくるとともに、技術革新による産業の発展を推進する。



人や国の不平等をなくそう

同じ国の中、そして国と国の間にある不平等を改める。



住み続けられるまちづくりを

すべての人が安全で暮らしやすく、自然災害に強く環境にやさしいまちをつくる。



つくる責任 つかう責任

人や自然に負担をかけず、質が高くて多くのものが得られる生産と消費のあり方を追及する。



気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響を減らすための具体的な対策を考え、いまずぐに行動する。



海の豊かさを守ろう

より良い社会をつくるために必要な海と海の資源を守り、海と海の資源を利用するときには、それを利用し続けられる方法を選択する。



陸の豊かさを守ろう

陸の生態系を守り回復し、将来にわたってその恵みを受けられるようにするとともに、多くの種の生物が関わり合って生きている環境を守る。



平和と公正をすべての人に

すべての人が法や制度で守られ、安心して暮らせる平和な社会をつくる。



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のために必要な行動や方法を強化するとともに、世界のあらゆる人たちの協力関係を活発にする。

5 絶滅の可能性のある動植物リスト

①植物

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある植物
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	デンジソウ (VU)、オドリコテンナンショウ (CR)、マルバオモダカ (VU)、キシエビネ (CR)、アツモリソウ (VU)、ベニバナヤマシャクヤク (VU)、ムラサキツリガネツツジ (VU)、フサタヌキモ (EN)、カワラノギク (VU)
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	コガネシダ、ルリデライヌワラビ、ヒツジグサ、ヒメノヤガラ (VU)、ハコネラン (VU)、ヒロハツリシュスラン (EN)、ヒナチドリ (VU)、フジチドリ (EN)、フガクスズムシソウ (VU)、セイタカスズムシソウ、オオハクウンラン (VU)、イイヌマムカゴ (EN)、オキナグサ (VU)、ヒキノカサ (VU)、イヌハギ (VU)、アゼオトギリ (EN)、フジタイゲキ (VU)、ヒトツバハギ、タチバナ (NT)、サワトラノオ (EN)、サクラソウ (NT)、ミカワタヌキモ (VU)、コタヌキモ、キセワタ (VU)、ミズトラノオ (VU)、アズマギク、ヒメヒゴタイ (VU)、コウリンカ (VU)
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	スギラン (VU)、ミズニラ (NT)、マツバラン (NT)、オオアカウキクサ (EN)、サンショウモ (VU)、タキミシダ (EN)、ナカミシシラン、アイコハチジョウシダ、ハチジョウシダモドキ、ユノミネシダ、ヒノキシダ、イヨクジャク (EN)、ヒロハヤブソテツ、タニヘゴ、アマギカンアオイ (VU)、ズソウカンアオイ (NT)、ミミガタテンナンショウ、ヒンジモ (VU)、スプタ (VU)、トチカガミ (NT)、トリゲモ (VU)、イトモ (NT)、ナツエビネ (VU)、ナギラン (VU)、コアツモリソウ (NT)、クマガイソウ (VU)、オノエラン、ウチョウラン (VU)、ムカゴソウ (EN)、スズムシソウ、フウラン (VU)、オオバナオオヤマサギソウ (CR)、ツレサギソウ、ヤマトキシソウ、キバナノショウキラン (EN)、ヒメミクリ (VU)、サナギスゲ、ホソバヒカゲスゲ、オニナルコスゲ、ヒナザサ (NT)、アズマギヤ、ミスミソウ (NT)、ヤシャビシヤク (NT)、ヒトツバショウマ、マツノハマンネングサ (VU)、ハコネグミ (VU)、クロツバラ、シラヒゲソウ、サクラスミレ、キスミレ、コマイワヤナギ (VU)、ノウルシ (NT)、ミヤマツチトリモチ (VU)、ヌカボタデ (VU)、コイワザクラ (VU)、オオヤマツツジ、ハマネナシカズラ (VU)、オオアブノメ (VU)、イヌタヌキモ (NT)、タヌキモ (NT)、ムラサキミミカキグサ (NT)、ヒメハッカ (NT)、ヤマジソ (NT)、ヒメナミキ、イズコゴメグサ (EN)、ツルギキョウ (VU)、キキョウ (VU)、ユキヨモギ (EN)、タカサゴソウ (VU)、アキノノハコグサ (EN)、ミシマサイコ (VU)
準絶滅危惧 (NT)	オトメアオイ (NT)、コアマモ、エビネ (NT)、キンラン (VU)、セッコク、タシロラン (NT)、ミクリ (NT)、クロイヌノヒゲ (NT)、ヤマシャクヤク (NT)、ムカゴネコノメソウ、ツメレンゲ (NT)、タコノアシ (NT)、サンショウバラ (VU)、コオトギリ、ミズマツバ (VU)、ウスゲチョウジタデ (NT)、サクラガンピ (VU)、アマギツツジ (EN)、アシタカツツジ (VU)、ハコネコメツツジ (VU)、クサナギオゴケ (VU)、スズサイコ (NT)、アオホオズキ (VU)、イヌノフグリ (VU)、マネキグサ (NT)、オオヒキヨモギ (VU)、タテヤマギク (NT)、イズノハコ (VU)
情報不足 (DD)	スエヒロアオイ (CR)、アオガシ、ウミヒルモ (NT)、イワレンゲ (VU)
現状不明 (N-I)	ニッコウシダ、ミズバショウ、イバラモ、センニンモ、ヤマアマドコロ、イトイチゴツナギ、ヒロハノカワラサイコ (VU)、ゲンジスミレ、ハママツナ、イワウチワ、キバナカワラマツバ、トネリコ、ゴマノハグサ (VU)、ドクゼリ
分布上注目種 (N-II)	ハイコモチシダ、ヒメハシゴシダ、モクレイシ、ミツガシワ
部会注目種 (N-III)	ハマハナヤスリ、チチブホラゴケ、テツホシダ、ツクシイワヘゴ、ヌカイタチシダモドキ、アオネカズラ、ミズオオバコ (VU)、ギンラン、シロテンマ (CR)、ホザキイチヨウラン、アオフタバラン、アリドオシラン、ツゲ、アズマツメクサ (NT)、フサモ、イヨフウロ (NT)、ナガバノウナギツカミ (NT)、ホソバハマアカザ、アシタカジャコウソウ、キヨスミウツボ、ヒキヨモギ、イワシャジン、シデシャジン、オナモミ (VU)、カノコソウ
環境省レッドリストのみに掲載されている種	コケホラゴケ (NT)、カワチシャ (NT)、タニジャコウソウ (NT)

注) カテゴリー区分は、「静岡県レッドリスト 2020」の区分に従った。種名の後ろの () は「環境省レッドリスト 2020」のカテゴリー。

②哺乳類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある哺乳類
準絶滅危惧 (NT)	キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、ユビナガコウモリ、ムササビ、カヤネズミ
部会注目種 (N-Ⅲ)	ニホンリス、ハタネズミ
絶滅のおそれのある地域 個体群 (LP)	ニホンザル

注) カテゴリー区分は、「静岡県レッドリスト 2020」の区分に従った。種名の後ろの () は「環境省レッドリスト 2020」のカテゴリー。

③鳥類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある鳥類
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	カンムリウミスズメ (VU)、ブッポウソウ (EN)、アカモズ (EN)
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	サンカンゴイ (EN)、ヨシゴイ (NT)、ミソゴイ (VU)、ササゴイ、ツルシギ (VU)、コアジサシ (VU)、チュウヒ (EN)、コノハズク、コミミズク、ヤマセミ、オオセッカ (EN)
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	ウズラ (VU)、ヒクイナ (NT)、ヨタカ (NT)、シロチドリ (VU)、オグロシギ、オオソリハシシギ (VU)、ダイシャクシギ、ホウロクシギ (VU)、アカアシシギ (VU)、コアオアシシギ、タカブシギ、(VU)、オジロトウネン、ヒバリシギ、ウズラシギ、ハマシギ (NT)、キリアイ、タマシギ (VU)、ハチクマ (NT)、ハイタカ (NT)、サシバ (VU)、クマタカ (EN)、アオバズク、ハヤブサ (VU)、コシアカツバメ、コサメビタキ、コジュリン (VU)
準絶滅危惧 (NT)	ヤマドリ、クイナ、シノリガモ、ミコアイサ、タゲリ、イカルチドリ、ミユビシギ、セイタカシギ (VU)、オオタカ (NT)、フクロウ、アリスイ、サンコウチョウ
情報不足 (DD)	ヤマシギ、オオコノハズク、トラフズク、アカコッコ (EN)
分布上注目種等 (N-Ⅱ)	オオジシギ (NT)、オオハシシギ、ハイイロチュウヒ、ノビタキ
部会注目種 (N-Ⅲ)	ゴイサギ、ミサゴ (NT)、コチョウゲンボウ
環境省レッドリストのみに掲載されている種	ナベヅル (VU)、シマクイナ (EN)、マガン (NT)、カリガネ (EN)、コクガン (VU)、オシドリ (DD)、コアホウドリ (EN)、オーストンウミツバメ (NT)、コウノトリ (CR)、ヒメウ (EN)、チュウサギ (NT)、クロトキ (DD)、クロツラヘラサギ (EN)、ケリ (DD)、コシャクシギ (EN)、ズグロカモメ (VU)、オオセグロカモメ (NT)、ベニアジサシ (VU)、ツバメチドリ (VU)、ウミガラス (CR)、ケイマフリ (VU)、マダラウミスズメ (DD)、ウミスズメ (CR)、エトピリカ (CR)、ノジコ (NT)

注) カテゴリー区分は、「静岡県レッドリスト 2020」の区分に従った。種名の後ろの () は「環境省レッドリスト 2020」のカテゴリー。

④爬虫類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある爬虫類
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	アカウミガメ (EN)
準絶滅危惧 (NT)	ニホンイシガメ (NT)
情報不足 (DD)	ニホンスッポン (DD)
分布上注目種等 (N-Ⅱ)	オカダトカゲ
部会注目種 (N-Ⅲ)	ニホンヤモリ
環境省レッドリストのみに掲載されている種	エラブウミヘビ (VU)

注) カテゴリー区分は、「静岡県レッドリスト 2020」の区分に従った。種名の後ろの () は「環境省レッドリスト 2020」のカテゴリー。

⑤両生類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある両生類
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ナゴヤダルマガエル (EN)
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	ハコネサンショウウオ、ニホンアカガエル
準絶滅危惧 (NT)	アカハライモリ (NT)、トノサマガエル (NT)、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル
部会注目種 (N-Ⅲ)	アズマヒキガエル、タゴガエル

注) カテゴリー区分は、「静岡県レッドリスト 2020」の区分に従った。種名の後ろの () は「環境省レッドリスト 2020」のカテゴリー。

⑥魚類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある汽水・淡水魚類
絶滅危惧ⅠB類(EN)	ホトケドジョウ【東部(CR)・伊豆(EX)】(EN)、ニホンウナギ【東部(EN)・伊豆(EN)】(EN)
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	ミナミメダカ【東部(CR)・伊豆(CR)】(VU)、サツキマス(アマゴ)【東部(VU)・伊豆(VU)】(NT)、カマキリ【東部(VU)・伊豆(VU)】(VU)、ウツセミカジカ(回遊型)(東部(VU)・伊豆(VU)) (EN)
情報不足(DD)	ドジョウ【東部(DD)・伊豆(DD)】(DD)
分布上注目種(N-II)	ヒガシシマドジョウ【東部(N-II)・伊豆(N-II)】
部会注目種(N-Ⅲ)	イセゴイ【東部(N-Ⅲ)・伊豆(N-Ⅲ)】、イッセンヨウジ【東部(N-Ⅲ)・伊豆(N-Ⅲ)】、テングヨウジ【東部(N-Ⅲ)・伊豆(N-Ⅲ)】、ユゴイ【伊豆(N-Ⅲ)】、カワアナゴ【東部(N-Ⅲ)・伊豆(N-Ⅲ)】、チチブモドキ【東部(N-Ⅲ)・伊豆(N-Ⅲ)】、タネハゼ【伊豆(N-Ⅲ)】、ヒナハゼ【東部(N-Ⅲ)・伊豆(N-Ⅲ)】
環境省レッドリストのみに掲載されている種	タメトモハゼ(EN)、ミツクリザメ(DD)、エビスザメ(DD)、ノコギリザメ(DD)、オオスジハタ(DD)、マツカワ(DD)、マフグ(NT)

注) カテゴリー区分は、「静岡県レッドリスト 2020」の区分に従った。種名の後ろの【 】は地域別カテゴリー、() は「環境省レッドリスト 2020」のカテゴリー。

⑦昆虫類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある昆虫類
絶滅危惧ⅠB類(EN)	キイロサナエ(NT)、ウラナミジャノメ本土亜種(VU)
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	モートンイトトンボ(NT)、コサナエ、ウラナミアカシジミ、クロシジミ(EN)、オオミズスマシ(NT)
準絶滅危惧(NT)	ホソミオツネントンボ、カトリヤンマ、コウベツブゲンゴロウ
情報不足(DD)	キヌツヤミズクサハムシ
分布上注目種(N-II)	ギンイチモンジセセリ(NT)、コキマダラセセリ、オオチャバネセセリ
部会注目種(N-Ⅲ)	ハネナガイナゴ、エサキアメンボ(NT)、コオイムシ(NT)、タナカツヤハネゴミムシ
環境省レッドリストのみに掲載されている種	ウラギンスジヒョウモン(VU)、ツマグロキチョウ(EN)

注) カテゴリー区分は、「静岡県レッドリスト 2020」の区分に従った。種名の後ろの() は「環境省レッドリスト 2020」のカテゴリー。

⑧貝類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある陸・淡水産貝類
絶滅(EX)	カタヤマガイ(CR+EN)
絶滅危惧ⅠA類(CR)	ノミガイ(VU)
絶滅危惧ⅠB類(EN)	ヒロクチコギセル(CR+EN)、レンズガイ(VU)
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	マキスジコミミガイ(NT)、ウスコミミガイ(NT)、メルレンドルフマイマイ(CR+EN)、ミノブマイマイ(VU)
準絶滅危惧(NT)	マルタニシ(VU)、オオタニシ(NT)、ヤマトクビキレガイ、モノアラガイ(NT)、ナタネキバサナギガイ(VU)、ナガオカモノアラガイ(NT)、マシジミ(VU)
情報不足(DD)	シイノミミミガイ(CR+EN)
環境省レッドリストのみに掲載されている種	ゴマオカタニシ(NT)、クリイロカワザンショウガイ(NT)、コシタカヒメモノアラガイ(DD)、スナガイ(NT)、スルガギセル(NT)、キヌツヤベッコウ(DD)、ハクサンベッコウ(DD)、ケハダビロウドマイマイ(NT)、キヌビロウドマイマイ(NT)

注) カテゴリー区分は、「静岡県レッドリスト 2020」の区分に従った。種名の後ろの() は「環境省レッドリスト 2020」のカテゴリー。

⑨その他の動物

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある海産甲殻類
環境省レッドリストのみに掲載されている種	アカカクレイワガニ(DD)

注) カテゴリー区分は、「静岡県レッドリスト 2020」の区分に従った。種名の後ろの() は「環境省レッドリスト 2020」のカテゴリー。



Proud NUMAZU

～気づく環境・築く未来～

第2次沼津市環境基本計画

2020（令和3）年3月発行

沼津市生活環境部環境政策課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番1号

電話 055-934-4741

電子メール kankyo@city.numazu.lg.jp